

別紙1 用語の定義

(第1条関係)

1. 維持管理企業

事業者から直接維持管理業務を受託または請け負う者である●、●…をいう。なお、このうち、●については火葬炉保守管理業務を、●については●業務を、●については●業務のみを担当するものとする。

2. 維持管理業務

本件業務のうち本施設に係る維持管理業務をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

3. 維持管理業務責任者

第41条に基づき事業者が設置する維持管理業務責任者をいう。

4. 維持管理・運營業務

維持管理業務および運營業務の総称をいう。

5. 維持管理・運營業務期間

維持管理業務および運營業務を実施する期間をいい、令和10年3月から令和25年3月31日（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

6. 運営企業

事業者から直接運營業務を受託または請け負う者である●、●…をいう。なお、このうち、●については火葬炉運轉業務を、●については●業務を、●については●業務のみを担当するものとする。

7. 運營業務

本件業務のうち本施設に係る運營業務をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

8. 運營業務責任者

第41条に基づき事業者が設置する運營業務責任者をいう。

9. 開庁日

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

10. 火葬場条例

本施設の維持管理・運営に関して組合が定める草津栗東行政事務組合火葬場の設置および管理に関する条例（令和6年草津栗東行政事務組合条例第2号）をいう。

11. 完成図

要求水準書において、事業者から組合に提出することとされている、本施設に係る竣工図書およびその電子データをいう。

12. 基本協定書

本事業に関し、組合と構成員および協力企業との間で令和7年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

13. 基本設計図書

要求水準書に規定される仕様および部数の基本設計図書をいう。

14. 供用開始予定日

本施設の供用開始予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）である令和10年3月をいう。

15. 協力企業

落札者を構成する企業のうち、事業者は株主として出資を行わず、事業者から本件業務の一部を直接受託するもしくは請け負う者をいう。

16. 建設企業等

事業者から直接建設業務等を受託または請け負う者である●、●…をいう。なお、このうち、●については火葬炉整備業務を、●については●業務を、●については●業務のみを担当するものとする。

17. 建設業務等

施設整備業務のうち本施設に係る建設業務に加え、設計業務および工事監理業務を除く、事前調査業務、造成業務、火葬炉整備業務、運営・支援システム整備業務、備品等整備業務、環境保全対策業務、本施設の引渡しに係る業務、各種申請等業務、稼働準備業務、その他本施設の整備上必要な業務の総称をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

18. 工事監理企業

事業者から直接工事監理業務を受託または請け負う者である●をいう。

19. 工事監理業務

本件業務のうち本施設に係る工事監理業務をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

20. 工事監理業務責任者

第31条第2項に基づき事業者が設置する工事監理業務責任者をいう。

21. 構成員

落札者を構成する企業のうち、事業者は株主として出資する者であって、事業者から本件業務の一部を直接受託するもしくは請け負う者をいう。

22. サービス購入料

本事業契約に基づく事業者の施設整備業務および維持管理・運営業務の履行に対して組合が支払う対価をいい、サービス購入料（施設整備業務）およびサービス購入料（維持管理・運営業務）の総称をいう。なお、サービス購入料の詳細は、別紙6に記載のとおりである。

23. サービス購入料（維持管理・運営業務）

別紙6に維持管理・運営業務の対価として記載されるサービス購入料Cをいう。

24. サービス購入料（施設整備業務）

別紙6に施設整備業務の対価として記載されるサービス購入料Aおよびサービス購入料Bをいう。

25. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、令和25年3月31日まで（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

26. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から当該事業年度の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

27. 事業用地

本事業の用に供される整備計画地（約20,529.79㎡）をいい、詳細は要求水準書において特定される。

28. 実施設計図書

要求水準書に規定される仕様および部数の実施設計図書をいう。

29. 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、条例に基づき、本施設のうちの公の施設の管理に当たる者をいう。

30. 施設整備業務

事前調査業務、造成業務、設計業務、建設業務、火葬炉整備業務、運営・支援システム整備業務、備品等整備業務、工事監理業務、環境保全対策業務、本施設の引渡しに係る業務、各種申請等業務、稼働準備業務およびその他本施設の整備上必要な業務の総称をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

31. 施設整備業務期間

本事業契約の締結日から令和10年3月までの期間をいう。ただし、事業者が本引渡予定日までにすべての本施設を組合に引渡せなかった場合には、組合がすべての本施設の引渡を受けた日までの期間をいう。

32. 設計企業

事業者から直接設計業務を受託しまたは請け負う者である●をいう。

33. 設計業務

本件業務のうち本施設に係る設計業務をいい、詳細は要求水準書および提案書類による。

34. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書および本施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

35. 設計図書等

設計図書、完成図、およびその他本事業契約の施設整備業務に関連して組合の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

36. 提案書類

落札者が入札手続において組合に提出した本事業の実施に係る提案書類一式、提案書類に関する組合からの質問書に対する回答書、その他提案書類の説明または補足として落札者または事業者が本事業契約の締結日までに組合に提出して受理されたその他一切の資料をいう。

37. 入札説明書等

令和6年10月8日付で公表された本事業に係る入札説明書およびその別添資料（要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書（案）および事業契約書（案））ならびにその他本事業を実施する事業者の入札手続に関して組合が公表しまたは落札者に提示した資料（その後の変更を含む。）をいう。

38. 入札説明書等に関する質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する組合の回答書の総称をいう。

39. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震もしくは公衆衛生上の事態（緊急事態宣言を伴うような大規模な感染症の流行、その他全国的に拡大する衛生上の問題）その他の自然災害等または火災、騒擾、騒乱もしくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、組合また

は事業者のいずれの責めにも帰さないものとして、組合が判断したものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

40. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導もしくはガイドライン、または裁判所の確定判決、決定もしくは命令、仲裁判断、またはその他の公的機関の定める一切の規定、判断もしくはその他の措置を総称する。

41. 本件業務

本事業のうち、以下の業務を個別または総称していい、詳細は要求水準書および提案書類による。

- (1) 施設整備業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 運営業務

42. 本工事

施設整備業務に係る工事ないし作業をいう。

43. 本事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、組合が特定事業として選定した草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業をいう。

44. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等に関する質疑回答、基本協定書および提案書類の総称をいう。

45. 本施設

事業者が本事業契約に従いその整備および維持管理・運営を行う火葬場および外構をいい（利用施設全体としての火葬場および外構を指す場合、建設業務等の成果としての火葬場および外構を指す場合を含む。）、詳細は本事業関連書類に定める。

46. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

47. 本日程表

別紙 3 記載の本事業に係る日程表をいう。

48. 本引渡日

本施設が実際に組合に引き渡された日をいう。

49. 本引渡予定日

令和 10 年 3 月または本事業契約に従い変更されたその他の日をいう。

50. モニタリング

本事業関連書類に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 7 の規定に基づき、本件業務につき行われる各種の調査および確認をいう。

51. 要求水準書

本事業に関し令和 6 年 10 月 8 日に入札説明書とともに公表された要求水準書およびその別紙（その後の変更を含む。）をいう。

なお、その他本事業契約に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書において定められた意味を有するものとする。

別紙2 事業概要書
(第3条関係)

【要求水準書および提案書類に従い作成する。】

別紙3 本日程表

(第4条関係)

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 本事業契約の締結日 | 草津栗東行政事務組合議会の議決の日 |
| 2. 施設整備業務期間 | 本事業契約の締結日～令和10年3月 |
| 3. 本工事開始日 | 本事業契約の締結日 |
| 4. 本引渡予定日 | 令和10年3月 |
| 5. 維持管理・運営期間 | 令和10年3月～令和25年3月31日 |
| 6. 本事業契約終了日 | 令和25年3月31日 |

別紙4 事業者等が付保する保険

(第17条、第48条関係)

事業者の責任と費用負担により付す保険およびその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。また、以下の条件を満足するに足る保証内容が担保される保険であれば、保険の種類・名称にはこだわらない。

1. 施設整備業務期間の保険

1) 建設工事保険

保険契約者	事業者または建設企業等
被保険者	組合、事業者および建設企業等
保険の対象	本施設の建設工事
保険期間	本施設の工事の着工日を始期とし、本施設の組合への引渡日を終期とする。(引渡日が確定するまでは、終期を引渡予定日とすること。)
保険金額	建設工事費(火葬炉、運営・支援システムの整備、備品等の設置および整備費を含み、工事監理業務費は含まない。)
補償する損害	工事現場での不測かつ突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害
免責金額	1事故10万円

2) 請負業者賠償責任保険

保険契約者	事業者または建設企業等
被保険者	組合、事業者および設計企業、建設企業等、工事監理企業
保険期間	事前調査を始期とし、本施設の組合への引渡日を終期とする。(引渡日が確定するまでは、終期を引渡予定日とすること。)
保険金額	身体賠償：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
財物賠償	1事故当たり1億円
補償する損害	整備計画地内における本施設の整備に起因する第三者の身体障害および財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。また、建設企業等とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。なお、上記建設工事保険の特約として本保険の条件を満足する損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない
免責金額	1事故5万円

2. 本施設を使用した稼働準備業務の実施期間および維持管理・運營業務期間の保険

1) 請負業者賠償責任保険

保険契約者	事業者または運営企業または維持管理企業
被保険者	組合、事業者および運營業務企業、維持管理企業
保険期間	本施設を使用した稼働準備業務の開始日を始期とし、維持管理・運營業務期間の終了日を終期とする。なお、毎年ないしは数年毎に都度更新を行う方法でも良いものとする。
保険金額	身体賠償：1名当たり1億円、1事故当たり10億円 財物賠償：1事故当たり1億円
補償する損害	稼働準備業務および維持管理・運營業務に起因する第三者の身体障害および財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。また、維持管理企業または運営企業とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。
免責金額	1事故5万円

2) 施設賠償責任保険

保険契約者	事業者または運営企業または維持管理企業
被保険者	組合、事業者および運營業務企業、維持管理企業
保険期間	本施設を使用した稼働準備業務の開始日を始期とし、維持管理・運營業務期間の終了日を終期とする。なお、毎年ないしは数年毎に都度更新を行う方法でも良いものとする。
保険金額	身体賠償：1名当たり1億円、1事故当たり10億円 財物賠償：1事故当たり1億円
補償する損害	施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備による、第三者賠償責任による損害。また、維持管理企業または運営企業とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。
免責金額	1事故5万円

別紙5 保証書の様式

(第36条、第52条関係)

【建設企業等】(以下「保証人」という。)は、草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関連して、事業者が草津栗東行政事務組合(以下「組合」という。)との間で締結した令和7年●月●日付事業契約書(以下「本事業契約」という。)に基づいて、事業者が組合に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条(保証)

保証人は、本事業契約第36条に基づく契約不適合責任に基づき事業者が組合に対して負う債務および本事業契約第52条に基づき事業者が組合に対して負う債務(以下「主債務」という。)を、事業者と連帯して保証する。

第2条(通知義務)

組合は、本保証書の差入日以降において、本事業契約または主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、組合による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条(保証債務の履行の請求)

- 1 組合は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、組合が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。組合および保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条(求償権の行使)

保証人は、本事業契約に基づく事業者の組合に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条(終了および解約)

- 1 保証人は、本保証書を解約および撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の組合に対する債務がすべて履行されるかまたは消滅した場合、終了するものとする。

第6条(管轄裁判所)

本保証書に関するすべての紛争は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和7年●月●日

保証人： []

代表取締役 []

別紙6 サービス購入料の構成および支払方法
(第60条、第61条関係)

【入札説明書別紙1「サービス購入料の構成等について」に基づき事業者提案により規定される。】

別紙7 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法
(第62条、第63条、第75条)

【入札説明書別紙2「モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」に基づき規定される。】

別紙8 法令変更による費用の負担割合

(第78条関係)

	組合負担割合	事業者負担割合
① 本事業に典型的または特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合（法令の公布時を基準時とする。以下同じ。）	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①および②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に典型的または特別に影響を及ぼす法令とは、本事業および本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更および事業者もしくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。本施設等の整備、維持管理もしくは運営に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、組合が当該増加費用を負担する。

別紙9 不可抗力による損害、損失および費用の負担割合

(第80条関係)

1 施設整備業務期間

施設整備業務期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者が損害（ただし、事業者の逸失利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失および費用が発生した場合、当該損害、損失および費用の額が、施設整備業務期間中における累計で、サービス購入料（施設整備業務、消費税額を含む）の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については組合が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、組合の負担部分から控除する。

2 維持管理・運營業務期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者が損害、損失および費用が発生した場合、当該損害、損失および費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料（維持管理・運營業務、消費税額を含む）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については組合が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、組合の負担部分から控除する。